

平成 21 年 11 月 13 日  
金融庁政務三役

## 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の設置について

貸金業法等一部改正法（18 年 12 月）附則第 67 条（別紙）に定める検討を行うために、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム(PT)」を設置する。

### 1. 検討内容

- ・ 貸金業の利用者の実態（利用者の全体像、多重債務者の状況等）
- ・ 貸金業者の実態（経営状況、過払い金返還請求の実情等）
- ・ 諸外国の貸金業の実態
- ・ 改正貸金業法を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無
- ・ その他

### 2. 構成メンバー

座長	大塚耕平	内閣府副大臣(金融担当)
座長代理	大島 敦	内閣府副大臣(消費者担当)
事務局長	田村謙治	内閣府大臣政務官(金融担当)
	泉 健太	内閣府大臣政務官(消費者担当)
	中村哲治	法務大臣政務官

（オブザーバーとして、警察庁・経済産業省・日本銀行を予定）

### 3. PT 事務局会議

上記「PT」の下に 3 政務官による「事務局会議」を設置し、検討に供するための調査、ヒアリング等を行う。なお、調査、ヒアリング等の運営方法、対象先等の詳細は適宜公表する。

### 4. 検討の進め方

「事務局会議」の調査、ヒアリング結果等を参考にして、「PT」においてとりまとめに向けた検討を行い、法律に定める期限内に一定の結論に至る予定。

以 上

## 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（抄）

〔平成一八年一二月二〇日法律第一一五号〕

## 附 則

## （検討）

第六十七条 政府は、貸金業制度の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、貸金業者の実態等を勘案し、第四条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

2 政府は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び利息制限法に基づく金利の規制の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、資金需給の状況その他の経済金融情勢、貸付けの利率の設定の状況その他貸金業者の業務の実態等を勘案し、第五条及び第七条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

3 政府は、この法律の施行後二年六月を経過した後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。